

建設業法施行令改正に伴う技術者配置の金額要件緩和について

令和5年4月1日

江戸川区では、建設業法施行令改正（令和4年11月18日政令公布、令和5年1月1日施行）に伴い、令和5年4月1日付で「履行確保に関する基準」を下記のとおり改正します。

1. 改正の目的

技術者配置の金額要件を緩和することにより、兼任が可能となる技術者の効率的な配置を図る。

2. 改正内容

| 履行確保の基準 第2 技術者の配置 | 改正前 | 改正後 |
|-----------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 監理技術者の配置を要する工事 (特定建設業許可を要する工事) | 予定価格 5,500 万円以上 (建築一式 8,000 万円以上) | 予定価格 6,000 万円以上 (建築一式 9,000 万円以上) |
| 技術者の専任を要する工事 | 予定価格 3,500 万円以上 (建築一式 7,000 万円以上) | 予定価格 4,000 万円以上 (建築一式 8,000 万円以上) |

3. 適用時期

令和5年4月1日以降に初度の公表を開始する工事から適用します。

4. 監理技術者から主任技術者への途中交代及び専任から非専任への変更について

監理技術者又は主任技術者の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアル(平成16年国総建第315号)において、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、工期途中での交代は慎重かつ必要最小限とすることとされています。

よって江戸川区では、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じて、区(工事主管課)と請負業者との協議により、工事の継続性及び品質の確保等に支障がないと判断した場合についてのみ、工期途中での交代を認めることとします。